

保 護 者 様

令和 2 年 4 月 3 0 日

神 埼 市 教 育 委 員 会
教 育 長 末 次 利 明
神 埼 市 立 西 郷 小 学 校
校 長 田 中 裕 子

臨時休校の延長について

保護者の皆様におかれましては、日頃より本市の教育行政ならびに本校の教育活動に関して、御理解と御協力をいただき、誠に感謝申し上げます。

さて、本市では、4月16日（木）に政府が緊急事態宣言を全都道府県に拡大したことを受け、4月21日（火）から5月6日（水・休）まで臨時休校としております。その間、各家庭において感染予防に向けた様々な取り組みを行っていただいていることと思います。そのような中、4月28日（火）に県から臨時休校延長の方針が示されました。そこで、県内の他市町教育委員会と神埼市教育委員会、学校で協議を行いました結果、下記のとおりに決定いたしました。保護者の皆様におかれましては、御理解いただきますようお願いいたします。

記

1. 臨時休校の延長について

- ・ 5月10日（日）まで臨時休校を延長します。
 - ・ 5月11日（月）から学校を再開する予定です。
- ※ただし、状況によって休校の期間が延長となることがあります。

2. 臨時休校期間中における過ごし方について

今回の臨時休校延長は、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための措置であるという趣旨を、ご家庭でもお子様に伝えていただくとともに、次のようなことに気をつけてください。

- ・ 毎日、確実に検温を行う。
- ・ 手洗いやうがいをこまめに行う。
- ・ 1時間に1～2回は換気をする。
- ・ 規則正しい生活を心がける。
- ・ 不要不急の外出は控える。（外出する際はマスクを着用する。）

※家庭学習を支援するためのインターネットの活用

- ① 「子供の学び応援サイト」（文部科学省）
- ② 「休校中の家庭学習プリント集」（佐賀県教育センター）

家庭での見守りが難しい場合は、小学校では今までと同様に、学校開放を行いますので、そちらを利用下さい。

3. 5月11日以降について

- ・ 学校の再開については、県の方針を受け、教育委員会と学校で協議しながら決定します。決定後、はなまるメールと学校ホームページにて連絡します。

4. 新型コロナウイルスに感染した場合（感染が疑われる場合）の対応について

・ 佐賀中部保健福祉事務所（30-3622）に連絡するとともに、必ず学校にも連絡をお願いいたします。
症状例：風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている（解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます。）

強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある

※臨時休校期間中に、不安なことや悩み事等がございましたら、学校もしくは神埼市教育委員会（0952-44-2384）までご連絡下さい。